

面接・相談について

面接相談→最初に福祉事務所につながる機会この場で必要最低限気を付けるべきことは・・・

「急迫性の確認」 「申請権を侵害しない」

1 急迫性の確認

最低限衣食住に直結するものを確認する（生活保護制度の説明を聞きに来ただけなど、目的がはっきりしている場合を除く）

＜急迫状況の確認の目安＞

- ・手持金はいくらあるのか、食料はあるのか
- ・電気、ガス、水道等のライフラインは使えるか、滞納はないか
- ・今晚寝る場所は確保されているか、家賃の滞納はないか 等

ホームレスからの相談など、これらが確保されていない場合、早急に支援に取り掛かる必要がある。

Ex) 即日入居できるアパート、無料低額宿泊施設などを探す、一時生活支援事業を利用する、生活保護を案内する

当面の生活が確保できている場合に、更に詳しい状況を確認すればよい

→生活保護の内容を説明する場合は、「生活保護のしおり」を活用する。

※必ずしもこの点を最初に確認する必要はない。相談者の話しぶりに合わせつつ、最低限確認するポイントというイメージ

2 申請権の侵害をしない

平成 18 年 3 月 30 日社援保発第 0330001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知

「生活保護行政を適正に運営するための手引について」

「(略) 法律上認められた保護の申請権を侵害しないことは言うまでもなく、侵害していると疑われるような行為自体も厳に慎むべきものである」

3 相談記録の残し方

面接相談記録とは・・・

- (1)相談者の状況や相談後の対応について記録するもの
 - (2)受け付けた相談やその後の対応について、上司に報告するためのもの
 - (3)申請権の侵害をしていないという担保
- いつ、誰が読んでもわかりやすい記録を、できるだけ速やかに書く

面接相談記録を書く上で気を付けること

- ・上記悪い例に見えない記録を残す
- ・申請意思の有無を記載する、制度の説明をどのように行ったかを記載する
- ・チェックリスト方式の場合、記載漏れや打ち間違いがないようにする。

4 生活保護の申請

生活保護法第2条(無差別平等)

すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる。

→生活保護制度では相談者が困窮に陥った理由を問わない

第7条(申請+保護の原則)

保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。

→保護は申請に基づいて開始することを基本原則としているもの
(急迫保護を除く)

(1)口頭申請の取扱い

- ・申請を口頭で行うことを特に明示して行う
 - ・そのような申し出があった場合も改めて書面による提出を求める
 - ・申請者の状況から書面での提出が困難な場合等には、実施機関側で必要事項を聴き取り、書面に記載したうえで、その内容を本人に説明し記名を求める
- 申請行為があったことを明らかにするための対応を行う

(2)申請書の様式

必要事項さえ記入されていれば、定められた様式でなくても有効

(3)代理人による保護の申請

生活保護制度にはなじまないもの

※本人が自らの意思で記載した申請書を代理人が持参した場合は有効

ケース記録について

1 ケース記録の目的

生活保護制度の目的は、生活に困窮するすべての国民に対し「最低限度の生活を保障」し「その自立を助長すること」とされており、ケース記録の目的もこれに対応したものとなる。

- (1) ケースワーカーの日常業務の公的報告書
- (2) 査察指導の基礎資料
- (3) 地区担当員が交代するときや保護を再開するときの参考資料
- (4) 不服申立て等があった場合の根拠資料
- (5) 保護の適格性の根拠を客観的に明らかにする資料
- (6) 被保護者の自立助長を目的とした一貫性のある援助を行っていくための資料

2 記録の方式

(1) 項目別要約記録

保護の決定実施に必要な事項を、必ずしも日時経過を追わないで、いくつかの項目に分け、項目ごとにまとめて記録していく方式。一般的に開始記録に用いられている。

(2) 年月日順叙述記録

諸事項をその把握した日付の順序に従って年月日順に記録していく方式。保護開始後の処遇経過記録に用いられている。

【注1】新規開始時の調査で記録されていない年金・保険・資産等の事実が、後日把握されたときは、把握日に記録として残すのではなく、保護台帳又は開始時の調査記録に調査年月日を付して記録する。

<例：項目別要約記録>

主	〇〇 〇〇 (〇〇歳)
出生	〇〇年〇月〇日 〇〇市で出生 (〇人兄弟の〇子)
学歴	〇〇年〇月〇日 〇〇高校卒業
職歴	〇〇年〇月〇日 〇〇会社に就職、事務の仕事に従事 〇〇年〇月〇日 〇〇のため同社を退職 〇〇年〇月〇日より就労していない
結婚歴	〇〇年〇月〇日 〇〇と結婚、〇子をもうける 〇〇年〇月〇日 〇〇と離婚 親権は〇〇
傷病	〇〇年〇月〇日 〇〇病により〇〇病院に通院
保護歴	〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日 (〇〇市で保護受給)
備考	普通運転免許有り 〇〇年〇月〇日保護申請

<例：年月日順叙述記録>

〇月〇日 主宅訪問 主と面談 〇〇のため訪問
1 〇〇について
〇〇〇〇.....
〇月〇日 主宅訪問 主と面談 〇〇のため訪問
1 〇〇について
〇〇〇〇.....
〇月〇日 主宅訪問 主と面談 〇〇のため訪問
1 〇〇について
〇〇〇〇.....

3 記録の方法

概ね次に掲げる事項を参考に工夫することが望ましい。

- (1) 簡潔明瞭な表現
- (2) 項目（小見出し）の活用
- (3) 訪問記録の見出し
- (4) 必要な生活歴
- (5) 表現は具体的に
例題：「仕事を探しにちよくちよく出かけている」
→
- (6) 記録は客観的に
例題：「主は就労意欲に乏しい」
→

4 記録する事項

- (1) 保護の開始、変更（重要なもの）、停止及び廃止処分に関すること。
- (2) 家庭訪問の状況。（不在の時もできるだけ状況を記入する）
- (3) 関係機関等（病院、勤務先、職業安定所、扶養義務者等）の訪問や連携状況。
- (4) 生活上の大きな変化。（世帯員の転入、転出、出生、死亡、入院、退院、就職、転職、失業等）。
- (5) 援助方針の変更とその理由、時期。
- (6) 重要な指導・指示又は措置。（就労指導、療養指導、検診命令、資産産処分指導、63条・78条の適用、施設入所措置等）
- (7) その他特記すべき事項。

【注2】電話、来所等の出来事…必要な事項があるときのみ記載する。

【注3】関係書類（台帳等）との重複記録はなるべく避ける。

5 記録の要領

ケース記録の基本は、いつ、どこで、誰と、何の目的で、何を話し、その結果どのような指導（援助）を行ったかを明確にすること。

記録の原則 = 5W1H

When（いつ）Where（どこで）Who（だれと）

Why（なぜ）What（なにを）How（どのように）

(1) 見出しを活用する

ア 訪問記録等の見出し

訪問の日、訪問先、面談者、訪問目的、指導等の内容、訪問結果

<例1>

○月○日（いつ）	家庭訪問（どこで）
主と面接（誰と）	主の就労につき指導するための訪問（何の目的で）
1	主の就労可否について
2	妻の病状について

イ 民生委員談等の見出し

（民生委員談）（〇〇の申立て）…相手の言った内容をそのまま記録する場合

（〇〇と面接）…判断を交えた事実を記載

(2) 簡潔・明瞭・具体的・客観的な記述を心がける

ア 事実と所見、申立て事項と指導事項を明確に分ける

<例2> どこまでが事実の報告で、どこまでがケースワーカーの意見か不明な記録

長男の稼働については、保護開始時から継続して指導を行ってきたところであるが、長男は主（母）に極めて大切に育てられたため未熟さと甘さがあり、就職しても長続きしない状況にある。
--

<例2の改善例>〔所見〕、〔意見〕等の見出しをつけて別記

長男の稼働について、保護開始時から継続して指導を行ったところ、前
ケース記録にあるとおり現在まで5つの職場で働いた。いずれも3日から
1か月で退職させられている状況にある。（ <i>具体的事実</i> ）
〔担当所見〕
長男は主（母）に極めて大切に育てられたため未熟さと甘さを残したまま成長したものと思われる。このことは、〇〇〇〇からも推測できる。

イ 情報の出所は明確にする

<例3> 情報入手先が不明な記録

主は寝たり起きたりの毎日で一向に病状は良くなるまいとのことであ
り、病院の検査結果もあまり良くないとのことである。
妻の就労についても、主の病状が良くないので求職できないとのこと
ある。
長女については高校に進学するとのことであった。

<例3の改善例>

訪問すると主は床より起き上がってきた。かなりやつれた状態であった。
主の申立てによると、現在、週2回通院しており、先週検査した結果、
一向に良くなっていないと主治医に言われたとのこと。
妻の稼働については、主がアルコール依存症気味の肝硬変であり、精神
的な安定と食事療法が必要であると主治医に言われており、子どもも小さ
いことから、今のところ就労は無理と認められるので、当分の間状況を見
ることとする。
長女は進学を希望しており、主、妻とも進学させようと考えているそう
だ。妻によると、長女の成績は今のところ学年で中位にあるそうだ。

- (3) 原則として過去形で記述する
- (4) 原則として敬語は使用しない
- (5) 特殊な専門用語や一般化していない外国語は使用しない
- (6) 用語の簡略化を統一的に図る

6 記録の開示

個人情報保護条例の規定による

7 復習問題

Q.以下のうち、申請権の侵害に当たるものはどれか？

- ①手持金が11万円ある相談者に、最低生活費が10万円であるため申請できないと伝えた。
- ②預貯金の状況などが分かるものがない状態で生活保護申請書の交付を求められたため、通帳などを用意して再度来所するよう伝えた。
- ③現に生活に困窮しているが、両親が援助してくれるかもしれないとの申立てがあったため、家族と一度相談してから相談するよう伝えた。
- ④現在住んでいるアパートの家賃が住宅扶助の基準額を超過しているため、引っ越し先を見つけてから相談するよう伝えた。
- ⑤車の保有が認められない状態であるため、生活保護を申請した場合処分してもらうことになる
と伝えた。